

令和7年度 笹野浄水場天日乾燥床汚泥運搬処分業務委託 契約書

排出事業者：山形県企業管理者 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と、収集運搬及び処分業者：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場：山形県企業局置賜電気水道事務所から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2（委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価等）

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価等は次のとおりとする。

◎収集・運搬及び処分に関する種類、数量及び委託単価等

種類：浄水汚泥_____

予定数量：2,130 t_____

単価：_____円/t（うち消費税及び地方消費税額_____円）

荷姿：バラ_____

性状：汚泥（泥状のもの）_____

契約保証金：山形県公営企業財務規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

委託期間：契約締結の日から 令和7年11月28日まで_____

3 (輸入廃棄物の有無)

発注者が受注者に委託する産業廃棄物について、輸入廃棄物は無い。

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

5 (最終処分の禁止並びに再生品の利用報告)

ア 発注者から受注者に委託された産業廃棄物は、再生利用を目的とした中間処理を行うこととし、最終処分への埋め立て処分は行わないものとする。

イ 受注者は、建設汚泥のリサイクルに準じて土木資材等として再利用を図り、その利用実績について、発注者に報告を行うこととする。なお、受注者は契約期間以降も委託した産業廃棄物が全量再利用されるまで、発注者に対する報告の義務を負うものとする。

6 (収集運搬過程における積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報)

1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報は、次のとおりとする。

ア 産業廃棄物の発生工程 : 天日乾燥

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿 : 汚泥 (泥状のもの)

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 : 通常の下で変化しない

エ 混合等により生ずる支障 : 支障ない

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 : 該当しない

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 : 該当しない

キ 水銀使用製品産業廃棄物 : 該当しない

ク その他取扱いの注意事項 : 特になし

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェスト記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第4条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第5条 (権利及び義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の権利及び義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

第6条（作業責任者等の管理）

- 1 受注者は、作業責任者の氏名をあらかじめ発注者に届け出るものとする。
- 2 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。
- 3 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

第7条（機密保持）

発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文章による許諾を得なければならない。

第8条（個人情報の保護）

受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第9条（監督及び指示並びに調査及び報告）

- 1 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。
- 2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

第10条（損害賠償）

- 1 受注者が、前項の業務の過程において、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その原因が発注者の責による場合を除き、受注者においてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

第11条（契約内容の変更等）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第12条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第13条（契約の解除）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
 - (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
 - 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
 - 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
 - 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

第14条（談合等に係る契約解除及び違約金等）

- 1 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (2)の2 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書（第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
 - (2)の3 受注者が独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
 - (3) 受注者が第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、この契約に関して第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 4 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、第2項及び第3項と同様とする。
- 5 第3項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第15条（契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱い）

発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者及び発注者は次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを周知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬もしくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の負担をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処分又はその両方を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の負担をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条（事故発生のお知らせ）

受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

第17条（業務完了報告）

- 1 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

第18条（委託料の支払）

- 1 受注者は、第17条第2項の検査に合格した範囲内において委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による適法な請求を受けたときはその日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者の委託する産業廃棄物の収集運搬・処分業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 4 発注者の委託する産業廃棄物の収集運搬・処分業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。委託料請求額の端数処理は、1円未満を切り捨てることとする。

第19条（遅延利息）

受注者は、発注者の責めに帰する理由により第18条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第20条（発注者の履行追完請求権等）

委託の成果がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

第21条（履行遅滞違約金）

- 1 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。
- 2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

第22条（履行不能の場合の措置）

受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

第23条（協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の事項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年〇月〇日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県企業管理者 ○○ ○○

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。